

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案要綱

第一 大気汚染防止法の一部改正

- 一 石綿が使用されている建築物に加え、石綿が使用されている工作物についてもその解体作業等による石綿粉じんの飛散を防止する措置を講ずるものとする。 (第一条、第二条第十二項、第十八条の十五第一項及び第三項並びに第二十六条第一項関係)

- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 地方財政法の一部改正

地方公共団体が石綿による人の健康又は生活環境に係る被害の防止に資する事業で総務省令で定めるものを行うために要する経費については、第五条の規定にかかわらず、当分の間、地方債をもってその財源とすることができるものとする。 (第三十三条の六の三関係)

第三 建築基準法の一部改正

- 一 建築物は、石綿の建築材料からの飛散による衛生上の支障がないよう、建築材料に石綿を添加しないこと等とすること。 (第二十八条の二関係)

二 一の規定の適用を受けない建築物について、一定の範囲内で増築等をする場合には、当該規定は適用しないものとする。こと。（第八十六条の七第一項関係）

三 煙突等一定の工作物について、一の規定を適用するものとする。こと。（第八十八条第一項関係）

四 その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正

一 石綿が含まれている廃棄物その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物として環境省令で定めるものの高度な技術を用いた無害化処理を行い、又は行おうとする者は、当該処理の内容、当該処理を行い、又は行おうとする者及びその者が有する施設が環境省令で定める基準に適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができるとし、当該認定を受けたる者は、当該認定に係る廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分を業として行い、又は当該認定に係る廃棄物処理施設を設置することができるものとする。こと。（第九条の十及び第十五条の四の四関係）

二 一の認定を受けた者について、報告徴収、立入検査等の対象とするものとする。こと。（第十八条から

第十九条の五まで関係）

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第五 附則

一 この法律は、公布の日から起算して八月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第二は公布の日、第四及び第五の三は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一、第三及び第四の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附則第二条関係)

三 第四の無害化处理に係る認定について登録免許税の課税対象とするため、登録免許税法の一部を改正すること。 (附則第三条関係)